



規則類管理規程

2021年11月30日 第5回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）が制定する規則類を体系化し、合わせて、制改定の権限を明らかにして、本会の活動を円滑かつ適正に進めることに資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会内各組織が制定するすべての規則類に適用する。

(規則の種類)

第3条 規則の種類と基本的な機能は以下のとおりとする。

(1) 定款：本会の組織、活動目的、役員選考、会計基盤等、組織としての基本的な事項を定める。

(2) 定款細則：定款の執行に必要な細目を定める。

(3) 規程：① 学会活動を進めるにあたり、会員が遵守すべき基本的な事項を定める。

② 本会内各組織の機能、構成等を定める。

③ 会員、事務局職員等の権利と義務を定める。

(4) 規約：規程を補完する細目を定める。

(5) 細則：規約を補完する細目を定める、あるいは規程を補完する細目であるが規約とするほどの重要性がない事項を定める。

(6) 内規：規程または規約を補完する細目を定めるもので、重要度は細則と同等であるが、関係者以外には非公開とすることが必要な事項を定める。

(7) ガイドライン：業務を進めるにあたって必要な判断をおこなう際の目安を提示する。

2 規程を補完する細部を別の規則で定めようとする場合、必ずしも規約とする必要はなく、引用関係を明確にしたうえで、規程としてもよい。

3 各規則は、上位規則との関係を明確に記載する。上位規則が存在しない規則は目的条項に規則の制定目的を記載する。

(規則の公開)

第4条 第3条第1項に示す規則のうち、内規以外は会員へ公開する。

2 決定権限を有する組織は、規則の制改定をおこなった場合はすみやかに学会事務局に連絡する。学会事務局はホームページ掲載等の方法により会員に周知する。

(制改定権限)

第5条 制改定権限の原則を以下のように定める。具体的にはそれぞれの規則の内容により、重要性、適用範囲等の観点から判断してそれぞれの規則の中で定める。

- (1) 定款：理事会が起案し、総会で決定する（定款に記載済み）。
 - (2) 定款細則：理事会が起案し、総会で決定する（定款細則に記載済み）。
 - (3) 規程：規程に関係する業務を担当する常置委員会、支部、部会、連絡会、学会事務局（以下、「担当組織」という）が起案し、理事会で決定する。
 - (4) 規約：以下の考え方による。
 - ① 以下の規約は理事会で決定する。
 - ア. 理事会直轄組織の組織・運営等を定める規約
 - イ. 上位の規程がなく、重要度が高い規約
 - ② 以下の規約は常置委員会で決定する。
 - ア. 常置委員会の下部組織の組織・運営等を定める規約
 - イ. 上位規程が存在し、担当常置委員会が定まっている規約
 - ウ. 上位の規程がなく、①のイ項に該当しない規約
 - ③ 基本となる規程が存在し、その下で各組織の状況に応じて細部を修正して自らの組織のみ適用する規約は、当該担当組織で決定する。
 - (5) 細則：以下の考え方による。
 - ① 各組織の運営の詳細を定めている細則は当該担当組織で決定する。
 - ② 上位規程あるいは規約が存在し、その規程、規約の担当組織が明確になっている細則は、当該担当組織で決定する。
 - ③ 支部、部会、連絡会で、運営小委員会等の組織、委員選考法等を定めている細則は、支部大会もしくは部会・連絡会全体会議で決定し、運営方法等を定めている細則は、幹事会、運営小委員会等、日常的な会務運営を担う組織で決定する。
 - (6) 内規：業務を担当する常置委員会が起案し、理事会で決定する。
 - (7) ガイドライン：原則として担当する組織で制定する。
- 2 学会内各組織が、他組織が所掌する規則類の制改定が必要と判断する場合には、必要と判断した組織が、対象となる規則類を所掌する組織に改定を依頼する。改定を依頼された組織は依頼内容を検討の上、所定の改定手続きをとる。依頼内容が受け入れられない場合には、理由を付して依頼組織にその旨回答する。
 - 3 規則類の改定あるいは新たな規則類の制定で所掌組織が明確でない場合には、規則類の制改定を希望する組織が総務財務委員会にその旨申し出る。
 - 4 改定にあたり、条文あるいは項目を削除する場合には、条文番号あるいは項目番号は削除せず、「削除」と記載する。また、条文あるいは項目を追加する場合には、直前の条文あるいは項目の枝番として附番し、続く条文番号あるいは項目番号を変更しない。ただし、変更しようとする規則類が他の規則類に引用されていないことが確認できる場合にはこの限りではない。

(規則の管理)

第6条 規則類はガイドラインを除いて事務局で管理する。ガイドラインについては制定した組

織で管理する。

2 規則類の書式等については別途定める。

(改定)

第7条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 平成27年11月24日 第5回理事会制定、平成28年4月1日施行

2 改定履歴

① 平成27年12月17日 第6回総務財務委員会起案、平成28年1月26日 第6回理事会承認

② 平成28年2月18日 第8回総務財務委員会起案、平成28年3月22日 第7回理事会承認

③ 2019年9月20日 第2回総務財務委員会起案、2019年9月30日 第3回理事会承認

④ 2021年11月16日 第4回総務財務委員会起案、2021年11月30日 第5回理事会承認

附則

1 平成28年1月26日改定の規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月22日改定の規程は、平成28年4月1日から施行する。

3 2019年9月30日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

4 2021年11月30日改定の規定は、理事会承認の日から施行する。